

議案第87号

備前市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

備前市職員の旅費に関する条例(平成17年備前市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に改める。

第6条の4第1号イ中「前号」を「ア」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に改める部分は、令和元年12月14日から施行する。

議案第87号参考資料  
備前市職員の旅費に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号 若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準じる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第1項、第2項及び前2項 の規定により旅費の支給を受けることのできる者が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第6条の4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給するものとし、その額は、次の各号に規定する額による。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準じる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることのできる者が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第6条の4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給するものとし、その額は、次の各号に規定する額による。</p> <p>(1) (略)</p>

<p>ア (略)</p> <p>イ 6歳以上12歳未満の者については、ア__に掲げる額の2分の1に相当する額</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 6歳以上12歳未満の者については、前号に掲げる額の2分の1に相当する額</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--